明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**三六）　一
○特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**三七）　三

〔告　示〕

○肥料を登録した件（**農林水産**一八〇八）　三
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**五五八）　四
○道路に関する件（**関東地方整備局**二七八）　五
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**北陸地方整備局**六〇、六一）　五
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（**同**六二）　五
○登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（**同**六三）　五
○道路に関する件（**四国地方整備局**五九、六〇）　五
○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇九）　五

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
弁理士登録、第三十九回下水道技術検定実施・第二十七回下水道管理技術認定試験実施、プログラムの著作物に係る登録、平成二十五年度公害防止管理者等国家試験関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

府令

○内閣府令第三十六号

特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第二条第一項第一号、第三条及び第六条の規定に基づき、特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業省令」を「内閣府令」に改める。

第三条第二項第二号中「主要な業務内容」を「業務の概況」に改め、同項第三号中「及び様式第三により作成した損益計算書」を削り、同項に次の五号を加える。

四　様式第三により作成した損益計算書
五　様式第四により作成した株主資本等変動計算書
六　様式第五により作成した個別注記表
七　様式第六により作成した附属明細書
八　様式第七により作成した月次保有状況表

第三条に次の一項を加える。

4　第二項第二号から第八号までに掲げる書面は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成しなければならない。

第四条第一項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　商品の保管場所又は施設利用権に係る施設の所在地

第五条第一号を次のように改める。

一　当該書類は、次のイ及びロに掲げる書類を、それぞれイ及びロに定める期間内に作成し、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に遅滞なく備え置くこと。

イ　事業年度ごとに様式第八により作成した業務及び財産に関する書類　当該事業年度経過後三月以内

ロ　一月ごとに様式第九により作成した月次保有状況表　作成の対象となる月の翌月の十日まで

第五条に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる書類は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成しなければならない。

第五条の二第一項中「様式第四」を「様式第八及び様式第九」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

様式第一から様式第三までを次のように改める。

様式第1（第3条関係）

預託等取引業者名
所在地
電話番号
代表者の役職名・氏名　　印